銀行法施行規則の一部を改正する内閣府令

銀行法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した項を削り、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定を加える。

改正後	改正前
別紙様式第１号（第18条第１項関係） （日本産業規格Ａ４） 中　間　業　務　報　告　書 第　期中（年　月　日から　年　月　日まで） 株式会社　　銀行 年　月　日 金融庁長官　殿 住　所 株式会社　　銀行 代表取締役　氏　名 年　月　日から　年　月　日までの業務及び財産の状況を次のとおり報告します。 目　次 ［第１～第５　略］ （記載上の注意） ［１～６　略］ ７　この様式中に記載する事項は、次に掲げる場合には、その記載を省略することができる。 ⑴　同一の事項を記載した書類を添付し、かつ、その旨及び当該事項を記載した箇所を明記した場合 ⑵　同一の事項を記載した書類を既に金融庁長官等に提出している場合において、その旨及び当該事項を記載した箇所を明記したとき。 第１　第　期中（年　月　日から　年　月　日まで）中間事業概況書 ［１～５　略］ ６　自己資本比率の状況 〔国際統一基準に係る単体自己資本比率〕 信用リスク・アセット算出手法 （単位：百万円） 項目 / 当中間期末 / 経過措置による不算入額 / 前期末 / 経過措置による不算入額 ［略］	**別紙様式第１号**（第18条第１項関係） （日本産業規格Ａ４） 中　間　業　務　報　告　書 第　期中（年　月　日から　年　月　日まで） 株式会社　　銀行 年　月　日 金融庁長官　殿 住　所 株式会社　　銀行 代表取締役　氏　名 年　月　日から　年　月　日までの業務及び財産の状況を次のとおり報告します。 目　次 ［第１～第５　同左］ （記載上の注意） ［１～６　同左］ ７　この様式中に記載する事項は、同一の事項を記載した書類を添付し、かつ、その旨を明記した場合には、記載を省略することができる。 ［加える。］ ［加える。］ 第１　第　期中（年　月　日から　年　月　日まで）中間事業概況書 ［１～５　同左］ ６　自己資本比率の状況 〔国際統一基準に係る単体自己資本比率〕 信用リスク・アセット算出手法 （単位：百万円） 項目 / 当中間期末 / 経過措置による不算入額 / 前期末 / 経過措置による不算入額 ［同左］